

第6期 定時株主総会 招集ご通知

平成27年10月1日から平成28年9月30日



日時 平成28年12月21日（水曜日）午前10時
場所 東京都港区六本木七丁目18番18号
ベルサール六本木 1F
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

目次

■ 招集ご通知	1
(添付書類)	
■ 事業報告	3
■ 連結計算書類	21
■ 計算書類	24
■ 監査報告書	27
■ 株主総会参考書類	33

株式会社フリークアウト

証券コード：6094

証券コード 6094
平成28年12月6日

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目3番1号
株式会社フリークアウト
代表取締役 本田 謙

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年12月20日（火曜日）午後7時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年12月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木七丁目18番18号 ベルサール六本木 1F
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第6期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第6期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 持株会社体制への移行に伴う新設分割計画承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 持株会社体制への移行に伴う新株予約権の行使条件の一部変更の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎開会間際は混雑が予想されますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

◎紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上

の当社WEBサイト (<https://www.fout.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部です。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社WEBサイト (<https://www.fout.co.jp/>) にて、修正後の内容を掲載いたします。

(添付書類)

## 事業報告

平成27年10月 1 日から  
平成28年 9 月30日まで

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善がみられ、消費の回復を後押しするなど回復基調で推移したものの、中国経済を始めとした新興国経済の減速懸念から依然不透明な状況が続いております。

当社グループが関連するインターネット広告市場においては、平成27年のインターネット広告費（注1）が1兆1,594億円（前年比10.2%増）と広告費全体の18.8%を占めるまでに拡大しております。そのうち、運用型広告費（注1、2）においては、6,226億円（前年比21.9%増）と高い成長をしております。

（注） 1 株式会社電通「2015年日本の広告費」平成28年2月23日

2 運用型広告とは、膨大なデータを処理するプラットフォームにより、広告の最適化を自動的にもしくは即時的に支援する広告手法のこと。検索連動型広告や一部のアドネットワークが含まれるほか、新しく登場してきたDSP/アドエクスチェンジ/SSPなどが典型例。なお、枠売り広告、タイアップ広告、アフィリエイト広告などは、運用型広告には含まれない。

このような状況のもと、当社グループは、マーケティング・テクノロジー・カンパニーとして主力事業であるDSP（注3）事業を展開し、RTB（注4）広告及びソーシャル関連広告市場の拡大を背景に、幅広い業種における広告主の広告効果の最大化及び媒体社に対する収益最大化に取り組みました。また、当第1四半期連結会計期間より、株式会社インテュート・マージャーを連結子会社化したことにより、新たにDMP（注5）事業領域へ拡大し、大規模ポータルサイトのDMP構築、クライアント企業及び代理店のデータマーケティングの支援を行ってまいりました。

さらに、当第2四半期連結会計期間末において、M.T.Burn 株式会社は LINE 株式会社との資本提携を機に実質的な支配関係がなくなったため、連結範囲から除外し、持分法適用関連会社としております。なお、平成28年3月31日までの損益計算書については連結してお

ります。

加えて、当第4四半期連結会計期間より、株式会社電子広告社を連結子会社化したことにより、広告主のオンラインマーケティングにおける成果向上の拡大を図るためにトレーディングデスクサービスを展開しております。また、海外における事業の拡大に伴いPT. FreakOut dewina Indonesiaを連結範囲に含めております。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,792,944千円（前年比37.4%増）、営業利益358,491千円（前年比273.0%増）、当社取締役佐藤裕介が代表取締役を兼務する M.T.Burn 株式会社が当期純利益を計上したことにより当社持分として217,383千円を持分法による投資利益に計上したことに伴い経常利益561,527千円（前年比485.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益394,208千円（前年比499.7%増）となっております。

(注) 3 DSP（デマンドサイド・プラットフォーム）

広告主側から見た広告効率の最大化を支援するシステム。RTBの技術を活用し、広告主や広告代理店がSSP等を対象に、ユーザーの1視聴毎に、広告枠に対してリアルタイムに最適な自動入札取引・広告配信を行うシステムを提供するプラットフォーム

4 RTB（リアルタイムビidding）

ウェブサイトに来訪したユーザーの1視聴毎にリアルタイムにインターネット広告の入札が行われる仕組み

5 DMP（データ・マネジメント・プラットフォーム）

広告主がもつ自社サイトへのアクセスデータ、広告配信データ、会員データなどのデータを管理及び解析し、メール配信や分析調査などの様々なデータ活用チャネルと連携し利用可能にする、データ統合管理ツール

当社グループは、従来、DSPの単一事業のため、セグメント別に業績を説明していませんでしたが、当連結会計年度から「DSP事業」、「DMP事業」の各セグメント別に業績を説明しております。したがって、前連結会計年度との比較は行っておりません。セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。なお、各セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高及び振替高を含む数値を記載しております。

(DSP事業)

DSP事業では、DSP「FreakOut」やネイティブアドプラットフォーム「Hike」及びトレーディングサービスの提供を行い、幅広い業種における広告主の広告効果の最大化及び媒体

社に対する収益最大化に取り組みました。

この結果、DSP事業の売上高は、5,134,323千円、セグメント利益は300,161千円となっております。

(DMP事業)

当連結会計年度より、株式会社インティメート・マージャーを連結子会社化したことにより、新たにDMP事業領域へ拡大し、大規模ポータルサイトのDMP構築、クライアント企業及び代理店のデータマーケティングの支援を行ってまいりました。

この結果、DMP事業の売上高は、704,372千円、セグメント利益は58,327千円となっております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は46,664千円であります。その主なものは、サーバー設備の取得29,499千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループでは、当連結会計年度におきまして、運転資金への充当を目的として、長期借入金1,300,000千円及び短期借入金150,000千円の資金調達を行いました。

この他、以下のとおり、新株予約権の行使により、149,470千円の資金調達を行いました。

| 区分      | 発行株式数    | 1株当たり発行価額 | 調達金額      | 払込期日 |
|---------|----------|-----------|-----------|------|
| 新株予約権行使 | 261,140株 | —         | 149,470千円 | —    |

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成27年10月30日に、株式会社インティメート・マージャーの株式20,000株（50%）を85,000千円で追加取得して、子会社化しました。また、平成28年8月31日に、株式会社電子広告社の株式5,500株（40.7%）を123,750千円で追加取得して、子会社化しました。

(8) 対処すべき課題

① インターネット広告取引市場の活性化

当社グループがサービスを提供するRTB及びネイティブ広告経由のインターネット広告取引市場は、RTB及びネイティブ広告の認知度の高まりとともに利用企業のニーズが本格化し、急速に成長しております。また、市場の拡大に伴いポータルサイト、SNS運営事業社、アドネットワーク提供事業社及び媒体社が更にRTB及びネイティブ広告経由の広告配信を拡大させるとみられております。しかし、利用企業の更なる拡大を目指すためには、RTB及びネイティブ広告取引の認知度向上及び普及により、それらの市場を一層活性化させる必要があります。この課題に対応すべく、当社グループはRTB及びネイティブ広告市場の活性化、認知度向上を目指し、各種イベントでの啓蒙活動の実施及び積極的なプロモーションを行ってまいります。

② 開発力の更なる強化

インターネット広告市場においては、迅速に広告主、広告代理店及び媒体社のニーズに対応する実装速度や新しい技術や事業モデルへの対応が競争力の源泉となります。

当社グループのエンジニアは、オンライン・マーケティング・ソフトウェア開発における高い専門性を有し、また開発者のコミュニティでも存在感を発揮しておりますが、勉強会等を通じて開発力の強化を一層図ってまいります。

また、上述のコミュニティ及び勉強会で当社グループをアピールしていくとともに、外部エンジニアとのコネクションを拡充して、優秀なエンジニアの確保を行っていく方針であります。

### ③ 内部管理体制の強化

当社は、当連結会計年度において、株式分割に伴う公告手続きの不備により、株主の皆様をはじめ関係者各位に多大なご心配とご迷惑をおかけしたことを厳粛に受け止め、内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に運用すること、定期的な当社グループの内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施による当社グループのコーポレート・ガバナンス機能強化及び投資家または株主の保護のために開示体制の充実などを行っていく方針であります。

### ④ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社グループは、今後のさらなる成長のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であり、かつ、課題であると認識しております。

新卒採用の強化やソーシャルメディアの活用等、採用方法の多様化を図り、当社グループの求める資質を兼ね備えており、かつ、当社グループの企業風土にあった人材の登用を進めるとともに、教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げを行ってまいります。

それにより、着実に組織体制の強化も図ってまいります。

### ⑤ グローバル展開の強化

当社グループは、RTB及びネイティブ広告経由のインターネット広告取引において国内の市場だけにとどまらず、スマートフォンの急速な普及が進むアジア及び中東地域への市場に進出することにより、当社グループの事業の成長を目指してまいります。

### ⑥ 情報セキュリティのリスク対応の強化

当社グループは、ウィルスや不正な手段による外部からのシステムへの侵入、システムの障害及び役職員・パートナー事業者の過誤による損害を防止するために、引き続き優秀な技術者の確保や、職場環境の整備及び社内教育による情報セキュリティの強化を図ってまいります。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第3期<br>平成25年9月期 | 第4期<br>平成26年9月期 | 第5期<br>平成27年9月期 | 第6期<br>(当連結会計年度)<br>平成28年9月期 |
|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 売上高 (千円)                 | —               | 3,224,662       | 4,217,508       | 5,792,944                    |
| 経常利益 (千円)                | —               | 172,112         | 95,889          | 561,527                      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (千円) | —               | 49,371          | 65,729          | 394,208                      |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | —               | 8.70            | 5.23            | 30.72                        |
| 総資産 (千円)                 | —               | 2,919,636       | 3,178,481       | 5,700,792                    |
| 純資産 (千円)                 | —               | 2,368,849       | 2,331,242       | 3,197,363                    |
| 1株当たり純資産 (円)             | —               | 367.77          | 186.16          | 237.81                       |

- (注) 1. 当社は平成26年2月26日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 当社では、第4期より連結計算書類を作成しております。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
4. 当社は平成28年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第3期<br>平成25年9月期 | 第4期<br>平成26年9月期 | 第5期<br>平成27年9月期 | 第6期<br>(当事業年度)<br>平成28年9月期 |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------------|
| 売上高 (千円)       | 2,119,571       | 2,975,731       | 3,871,800       | 4,677,490                  |
| 経常利益 (千円)      | 323,300         | 285,466         | 301,929         | 365,630                    |
| 当期純利益 (千円)     | 158,509         | 52,845          | 156,647         | 38,149                     |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 29.57           | 9.31            | 12.46           | 2.97                       |
| 総資産 (千円)       | 1,650,678       | 2,941,839       | 3,268,805       | 5,017,067                  |
| 純資産 (千円)       | 1,205,690       | 2,444,064       | 2,586,740       | 2,773,710                  |
| 1株当たり純資産 (円)   | 204.37          | 379.88          | 199.66          | 211.52                     |

- (注) 1. 当社は平成26年2月26日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 当社は平成28年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年9月30日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                                         | 資 本 金               | 出資比率  | 主要な事業内容 |
|---------------------------------------------------------------|---------------------|-------|---------|
| FREAKOUT INTERNATIONAL,INC.                                   | 3,200千米ドル           | 100%  | DSP事業   |
| FREAKOUT ASIA PACIFIC PTE.LTD.                                | 13,315千シンガポールドル     | 100%  | DSP事業   |
| FreakOut (Thailand) Co.,Ltd.                                  | 4,000千タイバーツ         | 99%   | DSP事業   |
| FREAKOUT BİLİŞİM REKLAM VE İLETİŞİM HİZMETLERİ ANONİM ŞİRKETİ | 1,442千トルコリラ         | 100%  | DSP事業   |
| 株式会社電子広告社                                                     | 8,000千円             | 55.5% | DSP事業   |
| PT. FreakOut dewina Indonesia                                 | 2,500,000千インドネシアルピア | 99%   | DSP事業   |
| 株式会社インティメート・マージャー                                             | 150,000千円           | 83.3% | DMP事業   |

- (注) 1. FREAKOUT INTERNATIONAL,INC. につきましては、平成27年4月末をもって、事業を休止しております。
2. 第1四半期連結会計期間より、株式の追加取得を行ったため、株式会社インティメート・マージャーを連結子会社としております。
3. 第2四半期連結会計期間より、実質的な支配がなくなったためM.T.Burn株式会社を連結の範囲から除外しております。
4. 第4四半期連結会計期間より、株式を追加取得したため株式会社電子広告社、重要性が増したためPT. FreakOut dewina Indonesiaを連結の範囲に含めております。

(11) 主要な事業内容（平成28年9月30日現在）

| 事 業 区 分 | 事 業 内 容                                              |
|---------|------------------------------------------------------|
| DSP事業   | DSP「FreakOut」、ネイティブアドプラットフォーム「Hike」及びブトレーディングサービスの提供 |
| DMP事業   | データマネジメントプラットフォームの提供・構築支援<br>データ活用コンサルティング           |

(12) 主要な事業所（平成28年9月30日現在）

① 当社

| 名 称     | 所 在 地                 |
|---------|-----------------------|
| 本 社     | 東京都港区六本木六丁目3番1号       |
| 関 西 支 社 | 大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目3番13号 |

② 子会社

| 会 社 名                                                            | 所 在 地            |
|------------------------------------------------------------------|------------------|
| FREAKOUT INTERNATIONAL,INC.                                      | アメリカ合衆国ニューヨーク州   |
| FREAKOUT ASIA PACIFIC PTE.LTD.                                   | シンガポール共和国シンガポール市 |
| FreakOut (Thailand) Co.,Ltd.                                     | タイ王国バンコク市        |
| FREAKOUT BİLİŞİM REKLAM VE İLETİŞİM<br>HİZMETLERİ ANONİM ŞİRKETİ | トルコ共和国イスタンブール市   |
| 株式会社電子広告社                                                        | 東京都港区西麻布3番1号12   |
| PT. FreakOut dewina Indonesia                                    | インドネシア共和国ジャカルタ市  |
| 株式会社インティメート・マージャー                                                | 東京都港区六本木四丁目1番4号  |

(13) 従業員の状況（平成28年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分     | 従業員数      |
|----------|-----------|
| D S P 事業 | 139 (4) 名 |
| D M P 事業 | 16 (1) 名  |
| 合 計      | 155 (5) 名 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除く。）であり、( ) は臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
2. 当連結会計年度より、DMP事業を新たに追加したため、事業区分別の前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 108 (4) 名 | 13名減 ( - ) | 30.4歳 | 1.8年   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、( ) は臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は出向者を含まず計算しております。

(14) 主要な借入先（平成28年9月30日現在）

| 借入先        | 借入額       |
|------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行  | 916,665千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 283,440千円 |

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(注) 平成28年9月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は10,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 13,127,600株

(注) 1. 平成28年9月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行済株式の総数は6,563,800株増加しております。

2. ストックオプションの行使により、新株式を261,140株発行し、発行済株式の総数は261,140株増加しております。

(3) 株主数 2,360名

(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 本田 謙                                                                 | 6,404,000株 | 48.83%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                            | 1,091,400株 | 8.32%   |
| YJ1号投資事業組合                                                           | 570,000株   | 4.34%   |
| 海老根 智仁                                                               | 536,000株   | 4.08%   |
| GOLDMAN SACHS & CO. REG<br>(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)                 | 522,800株   | 3.98%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                              | 305,300株   | 2.32%   |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON<br>TREATY<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店) | 274,000株   | 2.08%   |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG<br>(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)          | 250,692株   | 1.91%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)                                           | 206,000株   | 1.57%   |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）                                            | 182,000株   | 1.38%   |

(注) 持株比率は、自己株式（14,264株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年9月30日現在）

| 地 位       | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                |
|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 本 田 謙     | CEO<br>M.T.Burn株式会社 取締役                                                                     |
| 取 締 役     | 佐 藤 裕 介   | COO<br>株式会社イグニス 社外取締役<br>M.T.Burn株式会社 代表取締役<br>株式会社インティメート・マージャー 取締役<br>株式会社電子広告社 取締役       |
| 取 締 役     | 横 山 幸 太 郎 | CFO<br>株式会社インティメート・マージャー 監査役                                                                |
| 常 勤 監 査 役 | 柳 澤 文 夫   | —                                                                                           |
| 監 査 役     | 片 井 ふ み   | 株式会社ハウテレビジョン 社外監査役                                                                          |
| 監 査 役     | 渡 辺 英 治   | 株式会社PNF研究所 監査役<br>株式会社ゲイン 監査役<br>株式会社リゲイン 監査役<br>グレイトフルデイズ株式会社 監査役<br>株式会社イグニス 社外取締役（監査等委員） |

- (注) 1. 常勤監査役柳澤文夫氏、監査役片井ふみ氏及び渡辺英治氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役柳澤文夫氏は、長年の経理業務経験及び上場企業における監査役経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役片井ふみ氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役渡辺英治氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、常勤監査役柳澤文夫氏、監査役片井ふみ氏及び渡辺英治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役小泉文明氏は、平成27年12月17日開催の第5期定時株主総会の終結の時をもって辞任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 報 酬 等 の 総 額            |
|--------------------|------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 3名<br>(一名) | 70,400千円<br>(一千円)      |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(4名) | 11,450千円<br>(11,450千円) |
| 合 計                | 7名<br>(4名) | 81,850千円<br>(11,450千円) |

- (注) 1. 平成25年12月17日の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額1億円以内と決議いただいております。
2. 平成25年12月17日の定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額3,000万円以内と決議いただいております。
3. 上記の監査役の支給人員には、平成27年12月17日開催の第5期定時株主総会の終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役片井ふみ氏は株式会社ハウテレビジョンの監査役であります。なお、当社と株式会社ハウテレビジョンとの間には特別の関係はありません。

監査役渡辺英治氏は株式会社PNF研究所、株式会社ゲイン、株式会社リゲイン及びグレイトフルデイズ株式会社の監査役であり、株式会社イグニスの社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と株式会社PNF研究所、株式会社ゲイン、株式会社リゲイン、グレイトフルデイズ株式会社及び株式会社イグニスとの間には特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位       | 氏 名     | 出席状況及び発言状況                                                                                        |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常 勤 監 査 役 | 柳 澤 文 夫 | 当事業年度に開催された取締役会18回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。長年にわたる管理業務経験及び上場企業の監査役としての経験と知見から議案審議等に適宜助言または提言を行っております。 |
| 監 査 役     | 片 井 ふ み | 当事業年度に開催された取締役会18回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から議案審議等に適宜助言または提言を行っております。                  |
| 監 査 役     | 渡 辺 英 治 | 社外監査役就任後に開催された取締役会14回全て、監査役会10回全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、議案審議等に適宜助言または提言を行っております。                |

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第23条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。
2. 当社は、平成28年9月1日を効力発生日とする株式分割に係る同年8月16日の基準日公告を失念していたことが判明しました。上記社外役員は、日頃から取締役会や監査役会等において法令遵守の徹底について注意喚起をしており、当該事実の発覚後は、再発防止案に積極的に意見表明を行うとともに、その実施状況を監視するなど適切にその職務を果たしております。

### ③ 社外取締役を置くことが相当ではない理由

当社では、当事業年度末において社外取締役をおいておりません。当社としては、コーポレートガバナンスの強化についての社会的な要請を認識しており、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のガバナンスの体制強化及び企業価値を向上させるために、平成28年12月21日開催予定の第6期定時株主総会において必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行のうえ、社外取締役を選任する予定であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 16,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,300千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役全員の同意により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案として決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人の法令遵守の意識を高めるため、「コンプライアンス規程」を制定し、適宜法令教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。当社グループ全ての取締役及び従業員は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の職務において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努めることとする。
- ロ. 代表取締役社長がAdministration Division Managerを内部監査責任者として指名し、内部監査を実施することにより、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。
- ハ. 内部通報制度を構築し、運用することにより、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書管理に関する主管部門を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を「文書管理規程」に定める。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役等からの要請があった場合に備え、閲覧可能な状態を維持し、文書管理規程に基づき適切に管理する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する規程を制定し、リスク管理主管部署を定めるとともに、事業遂行に関わるリスクについて、リスクを識別し、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を講ずる。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- イ. 定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。また、必要に応じて経営会議を開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。
- ロ. 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」「業務分掌規程」等の社内規程を定め、権限及び責任の明確化を図る。

- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループにおける業務の適正を確保するために、当社の子会社管理を担当する Administration Divisionは、「関係会社管理規程」に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
  - ロ. 内部監査部門は、当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 当社は、監査役の職務を補助するため、監査役の求めに応じて監査役を補助すべき使用人を配置する。監査役は当該使用人に対して監査に必要な事項を指示することができる。
  - ロ. 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
  - ハ. 監査役から監査業務に必要な命令を受けた社員等は、その命令に関して、取締役及び部署長の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人から説明を受けることができるものとする。
  - ロ. 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
  - ハ. 当社グループの取締役及び使用人は、会社の経営または業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事実については、随時監査役会に報告しなければならないものとする。
  - ニ. 当社の定める内部通報規程において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を規定・施行する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をした際には、Administration Division Managerの判断のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、定期的に取り締役と会合を持ち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要な課題のほか、監査役監査の環境整備の状況について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- ロ. 監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。
- ハ. 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。
- 二. 監査役は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見を求めることができる。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

- ① 当社は、社内イントラネットの掲示板において、コンプライアンス規程及び内部通報規程を掲載して、役職員に対して周知を行い法令遵守意識の定着に努めております。
- ② 取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。
- ③ 内部監査部門及び監査役は、子会社の業務活動についての内部監査及び監査役監査を実施し、子会社が適正に業務遂行がされているかの管理をしております。
- ④ 監査役は、取締役会及び経営会議の重要な会議に出席しております。また、定期的に代表取締役との間で意見交換を行っております。
- ⑤ 監査役、会計監査人及び内部監査部門は、監査における状況または課題について定期的に意見交換を行っております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 資 産 の 部   |           | 負 債 の 部       |           |
| 流 動 資 産   | 4,614,718 | 流 動 負 債       | 1,519,626 |
| 現金及び預金    | 3,140,034 | 買掛金           | 745,423   |
| 受取手形及び売掛金 | 1,176,877 | 1年内返済予定の長期借入金 | 259,620   |
| 繰延税金資産    | 36,331    | リース債務         | 1,879     |
| その他       | 268,456   | 未払法人税等        | 171,017   |
| 貸倒引当金     | △6,982    | 賞与引当金         | 55,444    |
| 固 定 資 産   | 1,086,074 | その他           | 286,241   |
| 有形固定資産    | 212,191   | 固 定 負 債       | 983,803   |
| 建 物       | 93,833    | 長期借入金         | 944,985   |
| 工具、器具及び備品 | 112,702   | リース債務         | 4,228     |
| リース資産     | 5,655     | 資産除去債務        | 29,592    |
| 無形固定資産    | 234,133   | 繰延税金負債        | 4,997     |
| ソフトウェア    | 14,706    | 負 債 合 計       | 2,503,429 |
| のれん       | 219,427   | 純 資 産 の 部     |           |
| 投資その他の資産  | 639,749   | 株 主 資 本       | 3,142,176 |
| 投資有価証券    | 402,653   | 資本金           | 1,160,777 |
| 敷金及び保証金   | 193,184   | 資本剰余金         | 1,335,565 |
| 繰延税金資産    | 964       | 利益剰余金         | 662,255   |
| その他       | 43,306    | 自己株式          | △16,421   |
| 貸倒引当金     | △359      | その他の包括利益累計額   | △23,706   |
|           |           | 為替換算調整勘定      | △23,706   |
|           |           | 非 支 配 株 主 持 分 | 78,893    |
|           |           | 純 資 産 合 計     | 3,197,363 |
| 資 産 合 計   | 5,700,792 | 負 債 純 資 産 合 計 | 5,700,792 |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

〔平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで〕

(単位：千円)

| 科 目                |         | 金 額 |           |
|--------------------|---------|-----|-----------|
| 売上高                |         |     | 5,792,944 |
| 売上原価               |         |     | 3,789,311 |
| 売上総利益              |         |     | 2,003,633 |
| 販売費及び一般管理費         |         |     | 1,645,141 |
| 営業利益               |         |     | 358,491   |
| 営業外収益              |         |     |           |
| 受取利息               | 1,002   |     |           |
| 持分法による投資利益         | 217,383 |     |           |
| その他の利益             | 554     |     | 218,940   |
| 営業外費用              |         |     |           |
| 支払利息               | 3,247   |     |           |
| 為替差損               | 11,023  |     |           |
| その他の損失             | 1,634   |     | 15,905    |
| 特別利益               |         |     | 561,527   |
| 固定資産売却益            | 68      |     |           |
| 段階取得に係る差益          | 87,916  |     |           |
| その他の利益             | 5,846   |     | 93,830    |
| 特別損失               |         |     |           |
| 固定資産売却損            | 256     |     |           |
| 固定資産除却損            | 4,933   |     |           |
| 投資有価証券評価損          | 25,881  |     | 31,071    |
| 税金等調整前当期純利益        |         |     | 624,286   |
| 法人税、住民税及び事業税       | 241,698 |     |           |
| 法人税等調整額            | △7,489  |     | 234,209   |
| 当期純利益              |         |     | 390,076   |
| 非支配株主に帰属する当期純損失(△) |         |     | △4,131    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    |         |     | 394,208   |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

〔平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで〕

(単位：千円)

|                          | 株主資本      |           |         |         |           |
|--------------------------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
|                          | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金   | 自己株式    | 株主資本合計    |
| 当連結会計年度期首残高              | 1,049,642 | 1,029,642 | 268,047 | △15,771 | 2,331,560 |
| 当連結会計年度変動額               |           |           |         |         |           |
| 新株の発行                    | 111,135   | 111,135   |         |         | 222,270   |
| 連結子会社の増資による持分の増減         |           | 194,788   |         |         | 194,788   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |           |           | 394,208 |         | 394,208   |
| 自己株式の取得                  |           |           |         | △650    | △650      |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |           |           |         |         | —         |
| 当連結会計年度変動額合計             | 111,135   | 305,923   | 394,208 | △650    | 810,616   |
| 当連結会計年度末残高               | 1,160,777 | 1,335,565 | 662,255 | △16,421 | 3,142,176 |

|                          | その他の包括利益累計額 |               | 新株予約権   | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|--------------------------|-------------|---------------|---------|---------|-----------|
|                          | 為替換算調整勘定    | その他の包括利益累計額合計 |         |         |           |
| 当連結会計年度期首残高              | 12,415      | 12,415        | 72,800  | △85,533 | 2,331,242 |
| 当連結会計年度変動額               |             |               |         |         |           |
| 新株の発行                    |             |               |         |         | 222,270   |
| 連結子会社の増資による持分の増減         |             |               |         |         | 194,788   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |             |               |         |         | 394,208   |
| 自己株式の取得                  |             |               |         |         | △650      |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | △36,122     | △36,122       | △72,800 | 164,426 | 55,504    |
| 当連結会計年度変動額合計             | △36,122     | △36,122       | △72,800 | 164,426 | 866,120   |
| 当連結会計年度末残高               | △23,706     | △23,706       | —       | 78,893  | 3,197,363 |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 資 産 の 部   |           | 負 債 の 部       |           |
| 流 動 資 産   | 2,757,835 | 流 動 負 債       | 1,267,874 |
| 現金及び預金    | 1,501,984 | 買掛金           | 637,842   |
| 売掛金       | 948,266   | 1年内返済予定の長期借入金 | 255,000   |
| 前払費用      | 33,841    | リース債務         | 1,879     |
| 短期貸付金     | 184,039   | 未払金           | 85,328    |
| 繰延税金資産    | 29,017    | 未払費用          | 38,723    |
| その他       | 67,393    | 未払法人税等        | 138,739   |
| 貸倒引当金     | △6,707    | 未払消費税等        | 53,103    |
| 固 定 資 産   | 2,259,232 | 預り金           | 9,286     |
| 有形固定資産    | 201,910   | 賞与引当金         | 42,975    |
| 建 物       | 86,532    | その他           | 4,996     |
| 工具、器具及び備品 | 109,722   | 固 定 負 債       | 975,483   |
| リース資産     | 5,655     | 長期借入金         | 936,665   |
| 無形固定資産    | 12,552    | リース債務         | 4,228     |
| ソフトウェア    | 12,552    | 資産除去債務        | 29,592    |
| 投資その他の資産  | 2,044,769 | 繰延税金負債        | 4,997     |
| 投資有価証券    | 158,565   | 負 債 合 計       | 2,243,357 |
| 関係会社株式    | 1,577,612 | 純 資 産 の 部     |           |
| 敷金及び保証金   | 183,358   | 株 主 資 本       | 2,773,710 |
| 長期貸付金     | 100,216   | 資本金           | 1,160,777 |
| その他       | 40,057    | 資本剰余金         | 1,140,777 |
| 貸倒引当金     | △15,041   | 資本準備金         | 1,140,777 |
|           |           | 利益剰余金         | 488,577   |
|           |           | その他利益剰余金      | 488,577   |
|           |           | 繰越利益剰余金       | 488,577   |
|           |           | 自己株式          | △16,421   |
|           |           | 純 資 産 合 計     | 2,773,710 |
| 資 産 合 計   | 5,017,067 | 負 債 純 資 産 合 計 | 5,017,067 |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

〔平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで〕

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 4,677,490 |
| 売 上 原 価                 |         | 3,113,725 |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,563,764 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,186,915 |
| 営 業 利 益                 |         | 376,849   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 2,023   |           |
| そ の 他                   | 235     | 2,258     |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 2,457   |           |
| 為 替 差 損                 | 10,925  |           |
| そ の 他                   | 94      | 13,477    |
| 経 常 利 益                 |         | 365,630   |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 68      | 68        |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 14,786  |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 25,881  |           |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 15,041  |           |
| そ の 他                   | 5,190   | 60,899    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 304,799   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 206,810 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 59,838  | 266,649   |
| 当 期 純 利 益               |         | 38,149    |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

〔平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで〕

(単位：千円)

|                     | 株主資本      |           |           |                 |         |         |           |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|---------|---------|-----------|
|                     | 資本金       | 資本剰余金     |           | 利益剰余金           |         | 自己株式    | 株主資本合計    |
|                     |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |           |
| 当 期 首 残 高           | 1,049,642 | 1,029,642 | 1,029,642 | 450,427         | 450,427 | △15,771 | 2,513,940 |
| 当 期 変 動 額           |           |           |           |                 |         |         |           |
| 新株の発行               | 111,135   | 111,135   | 111,135   |                 |         |         | 222,270   |
| 当期純利益               |           |           |           | 38,149          | 38,149  |         | 38,149    |
| 自己株式の取得             |           |           |           |                 |         | △650    | △650      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |           |                 |         |         | —         |
| 当期変動額合計             | 111,135   | 111,135   | 111,135   | 38,149          | 38,149  | △650    | 259,769   |
| 当 期 末 残 高           | 1,160,777 | 1,140,777 | 1,140,777 | 488,577         | 488,577 | △16,421 | 2,773,710 |

|                     | 新株予約権   | 純資産合計     |
|---------------------|---------|-----------|
| 当 期 首 残 高           | 72,800  | 2,586,740 |
| 当 期 変 動 額           |         |           |
| 新株の発行               |         | 222,270   |
| 当期純利益               |         | 38,149    |
| 自己株式の取得             |         | △650      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △72,800 | △72,800   |
| 当期変動額合計             | △72,800 | 186,969   |
| 当 期 末 残 高           | —       | 2,773,710 |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月14日

株式会社フリークアウト  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 筆 野 力 印

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 安 藤 眞 弘 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フリークアウトの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フリークアウト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月14日

株式会社フリークアウト  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 筆 野 力 印

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 安 藤 眞 弘 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フリークアウトの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月17日

株式会社フリークアウト 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 柳 澤 文 夫 印

監 査 役(社外監査役) 片 井 ふ み 印

監 査 役(社外監査役) 渡 辺 英 治 印

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 持株会社体制への移行に伴う新設分割計画承認の件

#### 1. 新設分割を行う理由

当社は、新規事業やM&Aを含むグループ経営の戦略立案機能を強化すること、グループ各社の権限・責任の明確化とともに経営の自主性を推進してグループとして企業競争力の強化を図ること、グループ経営管理及び業務執行の分離によるコーポレートガバナンスの向上を図ることが必要であると判断し、これらを実現する上で最適な手法として、今般、本新設分割の方法による持株会社体制への移行を決定したものであります。

株主の皆様には、何卒本趣旨にご賛同いただき、新設分割計画につきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### 2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画の内容の概要は以下のとおりです。

#### 新設分割計画書（写）

株式会社フリークアウト（東京都港区六本木六丁目3番1号）（平成29年1月4日付で株式会社フリークアウト・ホールディングスに商号変更予定。以下、「甲」という。）は、新たに設立する株式会社フリークアウト（東京都港区六本木六丁目3番1号）（以下、「乙」という。）に、甲の事業の一部を承継させる新設分割に関し、次のとおり計画する（以下、「本計画」という。）。

#### 第1条（新設分割）

甲は、本計画の定めに従い、甲のグループ会社の経営管理事業を除く一切の事業（以下、「本事業」という。）に関して有する第5条に定める権利義務を分割して乙に承継させる新設分割（以下、「本件分割」という。）を行う。

#### 第2条（乙の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数及びその他定款で定める事項）

本件分割により設立する乙の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数及びその他定款で定める事項については、別紙1定款のとおりとする。なお、乙の具体的な本店所在場所は、東京都港区六本木六丁目3番1号とする。

### 第3条（乙が本件分割に際して交付する乙の株式の数）

乙は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、乙の成立の日（以下に定義される。）に、その全てを甲に割り当てる。

### 第4条（乙の設立時資本金及び準備金の額等に関する事項）

本件分割による乙の設立にあたっての資本金及び準備金の額等に関する事項は次のとおりとする。

- |             |                                          |
|-------------|------------------------------------------|
| (1) 資本金の額   | 金50,000,000円                             |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から上記（1）の額を控除した額 |
| (3) 利益準備金の額 | 金0円                                      |

### 第5条（乙が甲から承継する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務）

乙は、本件分割に際し、平成28年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第6条に定める乙の成立の日の前日までの増減を加除した、本事業に関する別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を甲より承継する。なお、甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

### 第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下、「乙の成立の日」という。）は、平成29年1月4日とする。但し、手続の進行に応じ必要があるときは、甲の取締役会決議により変更することができる。

### 第7条（分割承認決議）

甲は、乙の成立の日の前日までに、本計画の承認及び本件分割に必要な事項に関する機関決定を行うものとする。

### 第8条（乙の設立時取締役及び設立時監査役）

乙の設立時取締役及び設立時監査役となるべき者は、次のとおりとする。

|        |       |
|--------|-------|
| 設立時取締役 | 時吉 啓司 |
| 設立時取締役 | 佐藤 裕介 |
| 設立時取締役 | 箭内 直樹 |
| 設立時監査役 | 柳澤 文夫 |

### 第9条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第10条（分割条件の変更等）

本計画作成の日から乙の成立の日に至るまでの間において天災地変その他の事由により甲の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲の取締役会決議により本計画を変更し、又は中止することができる。

第11条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲の適法な機関決定及び法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（その他）

本計画に定めのない事項その他本件分割に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲の取締役会がこれを定める。

平成28年11月18日

東京都港区六本木六丁目3番1号  
株式会社フリークアウト  
代表取締役 本田 謙 ㊞

## 別紙 1

## 株式会社フリークアウト

## 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

## 第1条

当会社は、株式会社フリークアウトとし、英文ではFreakOut, inc.と表示する。

(目的)

## 第2条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ウェブシステムの企画、開発及び流通
- (2) インターネットによる広告の販売及び情報の提供
- (3) コンサルティング業務
- (4) マーケティング業務
- (5) 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理業務
- (6) ソフトウェアの研究、企画、開発、設計、制作、販売、賃貸、保守、管理及び輸出入
- (7) 情報処理・情報提供サービス
- (8) インターネットのホームページの企画及び制作
- (9) 映像、ゲーム等のデジタルコンテンツの企画、制作及び販売
- (10) 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買、譲渡及び管理
- (11) 有価証券の取得、保有、投資及び運用
- (12) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (13) セミナー・研究会等の講演及び運営業務
- (14) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

## 第3条

当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

#### 第4条

当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

#### 第5条

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

#### 第6条

当会社の発行可能株式の総数は、4,000株とする。

(株式の譲渡制限)

#### 第7条

当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規程)

#### 第8条

当会社の株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手続き等に関しては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

#### 第9条

当会社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(基準日)

#### 第10条

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(議決権の代理行使)

第11条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
- 3 株主又は代理人は前項の書面の提出に代えて、法令に定めるところにより当会社の承諾を得て、代理権を証する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(株主総会の招集権者及び議長)

第12条

株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第13条

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によってこれを決する。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第14条

当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

(取締役の選任)

第15条

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第16条

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第17条

取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第18条

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第19条

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に係わらず、当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条

当会社に代表取締役1名以上を置き、取締役会の決議によってこれを定めることとする。

- 2 代表取締役が1名の場合は、その代表取締役を社長とし、代表取締役が2名以上あるときは、取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長を選定する。
- 3 当社は、必要に応じ、取締役会の決議によって、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会規程)

第21条

取締役会に関する事項は、法令又は本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第22条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第23条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役

(監査役の数)

第24条

当会社の監査役は、1名以上5名以内とする。

(監査役の選任)

第25条

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第26条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役の報酬等)

第27条

監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第28条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第29条

当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第30条

剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。配当には利息を付さない。

2 前項に定めるほか、当会社は、取締役会の決議により、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載され又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限る。以下、「中間配当」という。）を行うことができる。中間配当には利息を付さない。

(剰余金の配当の除斥期間)

第31条

剰余金の配当（中間配当を含む。）がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

### 附則

(最初の事業年度)

第1条

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成29年9月30日までとする。

(附則の削除)

第2条

本附則は、当会社の最初の事業年度に関する定時株主総会終結の時をもって、削除する。

## 別紙 2

## 承継権利義務明細表

本件分割により、乙が甲から承継する権利義務の明細は、乙の成立の日において本事業に属する次に掲げる権利義務とする。

なお、これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成28年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに乙の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。

## 1. 承継する資産

## (1) 流動資産

現金及び預金、前払費用、繰延税金資産

## (2) 固定資産

ソフトウェア、敷金及び保証金

## 2. 承継する負債

## (1) 流動負債

賞与引当金

## (2) 固定負債

該当なし

## 3. 承継するその他の権利義務等

(1) 本事業に主として従事する甲の従業員との雇用契約上の地位及びこれに付随する一切の権利義務

(2) 分割期日において、本事業に関して甲が締結している一切の契約上の地位及びこれに基づき発生した一切の権利義務

(3) 分割期日において、本事業に属する甲の特許、実用新案、意匠、商標、著作に関する一切の知的財産権

(4) 分割期日において、本事業に属する免許、許可、認可、承認、届出、登録等で法令上承継可能なもの

### 3. 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

#### (1) 新設分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数に関する定め相当性に関する事項

本新設分割に際し、新設分割設立会社は普通株式1,000株を発行し、そのすべてを当社に割り当てます。本新設分割に際して当社に交付される新設分割設立会社の株式数につきましては、本新設分割により発行されるすべての株式が当社に交付されること、また、かかる交付される株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利義務関係に差異は生じないことから、完全子会社となる新設分割設立会社株式の効率的な管理及び新設分割設立会社の資本金の額等を考慮して、上記株式数が相当であると判断し、決定いたしました。

#### (2) 新設分割設立会社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項

新設分割設立会社の資本金及び準備金の額につきましては、効力発生後の新設分割設立会社の事業規模や資本政策等を勘案した上で、法令に定める範囲内において、本新設分割計画第4条に記載の資本金及び準備金の額が相当であると判断し、決定いたしました。

#### (3) 新設分割会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の発生について該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- ① 第1号議案「持株会社体制への移行に伴う新設分割計画承認の件」に記載のとおり、当社は、平成29年1月4日付で新設分割による持株会社体制への移行を予定しております。これに伴い、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更するものであります。併せて、これらの変更につきましては、第1号議案「持株会社体制への移行に伴う新設分割計画承認の件」が原案どおり承認可決されること及び新設分割の効力が発生することを条件として、新設分割の効力発生日に効力が発生する旨を附則に設けるものであります。
- ② 当社は、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図るため、監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社への移行を予定しております。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ③ その他、上記の条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、上記①以外の定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款                                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条（商号）<br/>当社は、株式会社フリークアウトとし、英文では <u>FreakOut, inc.</u>と表示する。</p> <p>第2条（目的）<br/>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1）～（14）（条文省略）</p> <p>第3条～第4条 （条文省略）</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条（商号）<br/>当社は、株式会社フリークアウト・ホールディングスとし、英文では <u>FreakOut Holdings, inc.</u>と表示する。</p> <p>第2条（目的）<br/>当社は、次の事業を営むこと <u>並びに次の事業を行う会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u></p> <p>（1）～（14）（現行どおり）</p> <p>第3条～第4条 （現行どおり）</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機関の設置)</p> <p>第5条<br/>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査役及び監査役会</u><br/>(3) 会計監査人</p> <p>第2章 株 式<br/>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会<br/>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)<br/>第18条<br/>当社は、<u>取締役3名以上5名以内とする。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(取締役の選任)<br/>第19条<br/>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)<br/>第20条<br/>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>(機関の設置)</p> <p>第5条<br/>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(3) 会計監査人</p> <p>第2章 株 式<br/>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会<br/>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)<br/>第18条<br/>当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、5名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)<br/>第19条<br/>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)<br/>第20条<br/>取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;新 設&gt;</p> <p><u>2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>第21条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第22条<br/>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（取締役会の決議方法）</p> <p>第23条（条文省略）</p> <p>2 前項の規定に係わらず、当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>&lt;新 設&gt;</p> | <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第22条<br/>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（取締役会の決議方法）</p> <p>第23条（現行どおり）</p> <p>2 前項の規定に係わらず、当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>（取締役への委任）</p> <p>第24条<br/><u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条<br/>当会社に代表取締役1名以上を置き、取締役会の決議によってこれを定める<u>こと</u>とする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当会社は、必要に応じ、取締役会の決議によって、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役の員数)</p> <p>第28条<br/>当会社の監査役は、3名以上5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条<br/>監査役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、取締役は、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第25条<br/>当会社に代表取締役1名以上を置き、取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の<u>中からこれを定めるもの</u>とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当会社は、必要に応じ、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条<br/>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第31条<br/>監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定及び解職、並びに当会社の監査の方針、当会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定を行う。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条<br/>監査役会は、監査役の中から、常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集権者及び議長)</p> <p>第33条<br/>監査役会は各監査役がこれを招集する。</p> <p>2 監査役会の議長は、常勤監査役がこれに当たる。ただし、常勤監査役に事故があるときは、監査役会があらかじめ定めた順序に従い、他の監査役がこれに代わる。</p> | <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条<br/>監査等委員会は、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)<br/> 第34条<br/> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役会の決議要件</u>)<br/> 第35条<br/> 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、全監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会規則</u>)<br/> 第36条<br/> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款の他、<u>監査役会において定める監査役会規則</u>による。</p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)<br/> 第37条<br/> <u>監査役の報酬等の総額は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)<br/> 第38条<br/> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> | <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)<br/> 第30条<br/> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)<br/> 第31条<br/> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)<br/> 第32条<br/> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">＜削 除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削 除＞</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人<br/>(会計監査人の選任)</p> <p>第39条<br/>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。<u>監査役会</u>は、株主総会に提出する会計監査人選任に関する議案の内容を決定する。</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条<br/>会計監査人の報酬等は、<u>監査役会</u>の同意を得て、代表取締役が定める。</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算<br/>第43条～第45条 (条文省略)</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> | <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>第6章 会計監査人<br/>(会計監査人の選任)</p> <p>第33条<br/>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。<u>監査等委員会</u>は、株主総会に提出する会計監査人選任に関する議案の内容を決定する。</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第35条<br/>会計監査人の報酬等は、<u>監査等委員会</u>の同意を得て、代表取締役が定める。</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算<br/>第37条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条<br/><u>当社は、第6期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、第6期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>第2条<br/> 第1条（商号）及び第2条（目的）の変更については、平成28年12月21日開催予定の定時株主総会に付議される新設分割計画の承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記新設分割計画に基づく新設分割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</p> <p>第3条<br/> 前条及び本条は、前条に係る定款変更の効力発生後に削除する。</p> |

### 第3号議案 持株会社体制への移行に伴う新株予約権の行使条件の一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、第1号議案「持株会社体制への移行に伴う新設分割計画承認の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、持株会社へ移行することになります。その場合、当社従業員のうち当社グループの経営管理を含めたグループ業務に従事する者以外の従業員が新設会社に承継されることとなります。

また、当社は今後もM&Aを含めた新規投資を積極的に行ってまいります。その過程の中で子会社または関連会社への当社従業員の異動が見込まれます。

しかしながら、第4回新株予約権及び第5回新株予約権（以下、「当該新株予約権」という。）の行使の条件として、「新株予約権の割当を受けた者のうち、新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する」旨が平成25年6月7日及び同年9月27日開催の臨時株主総会において決議されており、当社の子会社または関連会社へ異動する者は新株予約権の行使条件を満たさないこととなります。

そのため、当該新株予約権発行当初は予定していなかった今般の持株会社体制への移行や投資後の人事異動が今後生じた際にも、従業員の新株予約権の行使を可能とし、それにより従業員のモチベーションの維持とグループ経営によるメリットの両立を図るべく、新株予約権の行使を認める内容に変更を行うものであります。

なお、本件は既に発行している新株予約権の行使条件を変更するものであり、新たな株式の希薄化は発生いたしません。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

- ① 平成25年6月7日開催の臨時株主総会における第1号議案（第4回新株予約権の発行の件）

（下線は変更部分を示します。）

| 変更前                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;省略&gt;</p> <p>8. 新株予約権行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のうち、新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権の相続は認めないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> | <p>&lt;現行どおり&gt;</p> <p>8. 新株予約権行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のうち、新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役又は子会社の従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権の相続は認めないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。</p> <p>&lt;現行どおり&gt;</p> |

② 平成25年9月27日開催の臨時株主総会における第1号議案（第5回新株予約権の発行の件）

（下線は変更部分を示します。）

| 変更前                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;省略&gt;</p> <p>8. 新株予約権行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のうち、新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権の相続は認めないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> | <p>&lt;現行どおり&gt;</p> <p>8. 新株予約権行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のうち、新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役、従業員、<u>子会社の取締役、子会社の監査役又は子会社の従業員</u>の地位にあることを要する。<u>ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権の相続は認めないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。</p> <p>&lt;現行どおり&gt;</p> |

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更のうち、監査等委員及び監査等委員会に関する定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ほん だ ゆずる<br>本田 謙<br>(昭和49年9月6日生)       | 平成17年9月 株式会社ブレイナー設立 代表取締役就任<br>平成20年4月 ヤフー株式会社入社 広告本部<br>コンテンツマッチ広告開発部長<br>平成20年11月 popIn株式会社 取締役就任<br>平成22年10月 当社設立 代表取締役就任（現任）<br>平成27年12月 M.T. Burn株式会社 取締役（現任）                                | 6,404,000株 |
| 2     | さとう ゆう すけ<br>佐藤 裕介<br>(昭和59年4月25日生)    | 平成20年4月 グーグル株式会社 入社<br>平成23年5月 当社 入社<br>平成24年6月 当社 取締役就任（現任）<br>平成24年9月 株式会社イグニス 取締役就任（現任）<br>平成25年12月 M.T. Burn株式会社 代表取締役（現任）<br>平成27年12月 株式会社インティメート・マージャー 取締役（現任）<br>平成28年9月 株式会社電子広告社 取締役（現任） | 50,000株    |
| 3     | よこ やま こうたろう<br>横山 幸太郎<br>(昭和54年5月28日生) | 平成18年4月 株式会社ブレイナー 入社<br>平成20年4月 ヤフー株式会社 入社<br>平成23年7月 当社 入社<br>平成24年6月 当社 取締役就任（現任）<br>平成27年3月 M.T. Burn株式会社 取締役<br>平成27年12月 株式会社インティメート・マージャー 監査役（現任）                                            | 59,000株    |

（注）各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

# 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更のうち、監査等委員及び監査等委員会に関する定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | やなぎ さわ ふみ お<br>柳 澤 文 夫<br>(昭和21年12月2日生) | 昭和45年 4 月 株式会社大沢商会入社<br>昭和60年10月 建設ファスナー株式会社（現 株式会社ケー・エフ・シー）入社<br>平成17年 6 月 同社 監査役就任<br>平成26年 2 月 当社 監査役就任（現任）                                                                                                                                                                                              | 一株                |
| 2          | かた い ふ み<br>片 井 ふ み<br>(昭和57年11月9日生)    | 平成20年12月 あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所<br>平成24年 9 月 当社 監査役就任（現任）<br>平成25年11月 公認会計士登録<br>平成27年 7 月 株式会社ハウテレビジョン 監査役就任（現任）                                                                                                                                                                                        | 一株                |
| 3          | わた なべ えい じ<br>渡 辺 英 治<br>(昭和44年8月21日生)  | 平成 8 年 4 月 エムエスシーソフトウェア株式会社 入社<br>平成12年10月 税理士登録<br>渡辺税理士事務所設立 所長就任（現任）<br>平成17年 5 月 株式会社P N F 研究所 監査役就任（現任）<br>平成20年 5 月 株式会社ゲイン 監査役就任（現任）<br>平成22年 8 月 株式会社リゲイン 監査役就任（現任）<br>平成24年 7 月 グレイトフルデイズ株式会社 監査役就任（現任）<br>平成24年 9 月 株式会社イグニス 監査役就任<br>平成27年12月 当社 監査役就任（現任）<br>平成27年12月 株式会社イグニス 取締役（監査等委員）就任（現任） | 一株                |

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 柳澤文夫氏、片井ふみ氏及び渡辺英治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 柳澤文夫氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる経理業務経験及び上場企業の監査役として財務及び会計に関する相当程度の知見及び経験を有しており、有益な助言をいただけるものと期待したためであります。  
また、同氏が当社社外監査役として在任中、当社において平成28年9月1日を効力発生日とする株式分割に係る同年8月16日の基準日公告を失念していたことが判明しました。同氏は、日頃から取締役会や監査役会等において法令遵守の徹底について注意喚起をしており、当該事実の発覚後は、再発防止案に積極的に意見表明を行うとともに、その実施状況を監視するなど適切にその職務を果たしております。
4. 片井ふみ氏を社外取締役候補者とした理由は、監査法人での会計監査経験があり、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、有益な助言をいただけるものと期待したためであります。  
また、同氏が当社社外監査役として在任中、当社において平成28年9月1日を効力発生日とする株式分割に係る同年8月16日の基準日公告を失念していたことが判明しました。同氏は、日頃から取締役会や監査役会等において法令遵守の徹底について注意喚起をしており、当該事実の発覚後は、再発防止案に積極的に意見表明を行うとともに、その実施状況を監視するなど適切にその職務を果たしております。
5. 渡辺英治氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士であり、税務及び会計に関する専門的な知識を有しており有益な助言をいただけるものと期待したためであります。  
また、同氏が当社社外監査役として在任中、当社において平成28年9月1日を効力発生日とする株式分割に係る同年8月16日の基準日公告を失念していたことが判明しました。同氏は、日頃から取締役会や監査役会等において法令遵守の徹底について注意喚起をしており、当該事実の発覚後は、再発防止案に積極的に意見表明を行うとともに、その実施状況を監視するなど適切にその職務を果たしております。
6. 当社は、柳澤文夫氏、片井ふみ氏及び渡辺英治氏が選任された場合は、3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低限度額としております。
7. 柳澤文夫氏、片井ふみ氏及び渡辺英治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は独立役員として同取引所に届け出ております。

#### 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成25年12月17日開催の第3期定時株主総会において年額1億円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、改めて年額1億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は3名ありますが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案通り承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更のうち、監査等委員及び監査等委員会に関する定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

#### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任、及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第5号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更のうち、監査等委員及び監査等委員会に関する定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

以 上

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木七丁目18番18号

住友不動産六本木通ビル

ベルサール六本木 1F

電話 03-3479-1621



### <交通のご案内>

- 地下鉄東京メトロ日比谷線「六本木」駅2番出口 徒歩約2分
- 地下鉄都営大江戸線「六本木」駅4b出口 徒歩約4分

お願い：会場周辺の道路及び駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。